

養父市車両管理業務 仕様書

1 仕様書概要説明

(1) 業務番号・業務名

養経総 8 (委) 第 1 号・養父市車両管理業務

(2) 業務概要

本業務は、養父市が所有する庁用車の一部（別紙 2 「令和 8 年度管理業務委託車両」）について、道路運送車両法その他関係法令に適合した安全な車両状況の維持のため、保守点検・整備及び維持管理の手続き等を委託するもの。

(3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 契約及び支払方法

委託者は受託者と車両管理業務に係る委託契約を行い、支払いについては、受託者より提出された月間の業務完了届を確認した上で、適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

2 対象車両

別紙 2 「令和 8 年度管理業務委託車両」記載のとおり

3 委託業務の内容

(1) 委託業務に含むもの（詳細は別紙 3 「養父市車両管理業務の内容」記載）

① 定期点検整備、法定点検及び継続車検等定期点検

なお、定期点検は別紙 2 「令和 8 年度管理業務委託車両」を参照の上、各自動車に設定する。

② 継続検査登録代行料及び収入印紙に要する費用及び手続

③ 委託期間中に発生する重量税の費用及び手続

④ 委託期間中に発生する自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の費用及び手続

⑤ エンジンオイル（オイルエレメントを含む。）等の油脂類、バッテリー等消耗品の交換、補充

⑥ 摩耗度に応じた夏タイヤ並びに冬タイヤ（冬タイヤ用ホイールは含まない。）及びワイパーブレード等の交換

⑦ 走行時における故障（ロードサービスを含む。）、パンク修理等の故障修理

⑧ 契約情報及び整備内容を閲覧できる車両管理web情報サービスの提供

⑨ 本業務の導入及び維持管理等における指定工場との調整

(2) 委託業務に含まないもの（詳細は別紙 3 「養父市車両管理業務の内容」記載）

① 車両に付随する架装部分の点検、修理及び取替など

② 文字・マーキングの書換え又は張替えに要する費用

③ 事故等の外的要因による修理

- ④自動車の品質や機能に影響がない経年劣化や感覚的な現象
- ⑤委託者の過失によるもの（取扱不備による故障、バッテリー上がりなど）
- ⑥燃料の補給
- ⑦車両の清掃

(3) その他要件

- ①受託者は委託業務を行うため、委託者の指定する工場（以下、「指定工場」という。）において、道路運送車両法その他関係法令に適合した安全な車両状況に保つため、保守点検、整備及び維持管理の手続きを行い、車両故障時等の緊急時にも対応できるようにその体制を整えておくものとする。
- ②前項の指定工場については、別紙2「令和8年度管理業務委託車両」記載のとおりとする。ただし、指定工場での整備に支障が生じた（指定工場から委託業務の整備ができないと表明されるなど）場合は、委託者と協議の上、新たな指定工場を選定する。なお、新たな指定工場を選定する方法は、委託者が決定することとし、委託業務に関わる調整等は、受託者が行うものとする。
- ③受託契約内容及び点検整備実施履歴等を管理することができるWeb情報サービスを委託者に提供すること。（以下「Web情報サービス」という。）
- ④緊急時のトラブルに際し24時間365日問い合わせ可能な問合せダイヤルを有し、委託者が依頼したときは、直ちに実施できる体制を整えておくこと。
- ⑤継続車検の期日管理を確実に実施することができるよう、点検計画を作成し、委託者に提供すること。また、各種点検予定日の2か月前までを目途に委託者へハガキ送付等の方法で通知すること。
- ⑥委託者は、点検・整備等を終えた車両を受託者から返還を受けた後、指示した点検・整備等につき不良個所を発見したときは、直ちに受託者に不良個所の再点検・再整備を指示することができる。ただし、受託者が保安上又は運行上の理由により再点検・再整備等の必要性がないと判断したときは、これを拒むことができる。この場合において、当該点検・整備等を行った箇所の欠陥により委託者に損害を与えたときは、その全ての責めを負うものとする。
- ⑦受託者は委託期間中に、新たな車両の購入や廃車等の理由により、対象車両に変更が生じた場合においては、別途、変更協議に応じるものとする。

(4) 車両の引き渡し

- ①受託者は、委託者から対象車両の点検・整備等の依頼を受けた場合には、速やかに委託者から当該車両の引き渡しを受け、点検・整備等を完了しなければならない。
- ②車両の引き渡しは、各公用車毎に設けている駐車施設の敷地内で行うことを原則とする。（詳細は別紙2「令和8年度管理業務委託車両」記載のとおり）
- ③受託者は、委託者の車両を引き受けたときは、当該車両の点検・整備等を行い、委託者に返還するまでは、常に善良なる管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

④受託者は、引き受けた車両の点検・整備が完了したときは、速やかに委託者へ返還しなければならない。

(5) 連絡

①受託者は、点検・整備等の実施中において、新たに整備を必要とする箇所を発見したときは、その旨を委託者に連絡し、その指示に従うものとする。

②受託者は、委託者との間であらかじめ調整した期日までに点検・整備等が完了しないおそれがあるときは、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、承諾を得るものとする。受託者は、委託者の車両の点検・整備等を実施するときは、事前に委託者に連絡をし、委託者の業務に支障がないよう、日程等の調整を行うものとする。

4 共通遵守事項

(1) 研修・支援等

①Web情報サービスの提供に際しては、本市職員が自由に操作練習できる環境を用意するとともに、操作を問題なく習得できるよう、十分な操作研修・支援を行うこと。

②Web情報サービスに必要な操作マニュアルの電子データ及び製本したものを1部提出すること。

③Web情報サービスに遺漏がないように十分な運用テストを行うこと。

(2) 体制等

①契約後、受託者は速やかに体制図を提出すること。

②通常及び緊急時において即時に対応できる体制を構築し迅速な連絡・対処を可能とすること。

③土日を含め連絡体制を確立すること。保守窓口を一本化し体制表を提出すること。

④障害対応は、原則として通常営業日の時間内対応とするが、全業務に影響を及ぼす重大な障害については、委託者と協議の上、速やかに対応すること。

⑤障害・不具合等の発生時は、翌日までに状況を報告し、状況が改善したかどうかにかかわらず、障害・不具合等発生後1週間以内に経過を報告すること。加えて、状況改善後には直ちにレポートを作成し、報告すること。

(3) 業務完了届及び業務完了報告書の提出

受託者は委託期間満了後、速やかに業務完了届及び業務完了報告書（年間を通して実施した委託業務の概要が分かるもの）を委託者に提出するものとする。

(4) その他

作業のために本市施設に出入りする場合は、委託者に事前に連絡の上、承認を得ること。また、施設内の行動については本市の指示に従うこと。

令和8年度管理業務委託車両

(2026年4月1日開始)

番号	登録番号	車名	初度登録年月	車検満了日	平均月走	年間走行距離	組織	指定工場
1	姫路 480 て 8361	エブリイ	2020年7月	2026/7/30	700	8,400	関宮地域局	(有)恵比寿
2	姫路 480 つ 1668	ハイゼット トラック	2018年9月	2026/9/27	200	2,400	関宮地域局	(株)田村オート
3	姫路 480 さ 6366	ハイゼット バン	2013年1月	2027/1/17	400	4,800	関宮地域局	関宮サービス
4	姫路 581 む 6378	e Kクロス EV	2023年8月	2026/8/21	800	9,600	経営総務課	南赤江サービス工場
5	姫路 480 な 6665	ハイゼット カーゴ	2022年9月	2026/9/21	900	10,800	経営総務課	(株)田村オート
6	姫路 480 な 6666	ハイゼット カーゴ	2022年9月	2026/9/21	900	10,800	経営総務課	(株)田村オート
7	姫路 480 て 9408	エブリイ	2020年9月	2026/9/17	400	4,800	経営総務課	南赤江サービス工場
8	姫路 480 ち 4738	ハイゼット カーゴ	2017年12月	2027/12/25	500	6,000	経営総務課	高柳モータース
9	姫路 480 ち 515	ハイゼット カーゴ	2017年7月	2027/7/19	1,300	15,600	経営総務課	(株)田村オート
10	姫路 480 た 5307	エブリイ	2017年1月	2027/1/15	800	9,600	経営総務課	南オートセンター中尾
11	姫路 581 ま 598	ミラ イース	2022年10月	2027/10/17	800	9,600	経営総務課	浜田モータース
12	姫路 480 な 5952	エブリイ	2022年8月	2026/8/22	500	6,000	大屋地域局	但馬オート㈱
13	姫路 480 つ 1638	ハイゼット トラック	2018年9月	2026/9/27	500	6,000	大屋地域局	(株)田村オート
14	姫路 480 た 5651	エブリイ	2017年1月	2027/1/29	300	3,600	大屋地域局	高柳モータース
15	姫路 400 つ 2590	AD	2013年1月	2027/1/11	100	1,200	大屋地域局	南大屋モーター
16	姫路 480 む 9254	エブリイ	2025年7月	2027/7/1	800	9,600	養父地域局	中尾サービス
17	姫路 480 む 9255	エブリイ	2025年7月	2027/7/1	800	9,600	養父地域局	中尾サービス
18	姫路 400 な 5140	AD	2025年2月	2027/2/6	800	9,600	養父地域局	北兵庫産業㈱
19	姫路 581 や 6415	e Kクロス EV	2024年8月	2027/8/22	800	9,600	養父地域局	南赤江サービス工場
20	姫路 480 に 7572	エブリイ	2024年1月	2028/1/21	800	9,600	養父地域局	(有)恵比寿
21	姫路 480 な 5502	エブリイ	2022年7月	2026/7/28	1,100	13,200	養父地域局	南赤江サービス工場
22	姫路 480 と 7562	ハイゼット カーゴ	2021年8月	2027/8/25	1,100	13,200	養父地域局	(株)田村オート
23	姫路 480 と 6977	ハイゼット カーゴ	2021年7月	2027/7/29	800	9,600	養父地域局	(株)田村オート
24	姫路 581 と 3500	アルト	2019年8月	2026/8/26	1,000	12,000	養父地域局	但馬オート㈱
25	姫路 581 た 6268	アルト	2018年7月	2027/7/30	1,000	12,000	養父地域局	浜田モーター
26	姫路 501 は 6918	ノア	2017年9月	2026/9/20	2,000	24,000	経営総務課	(株)田村オート
27	姫路 301 た 8394	プリウス	2020年9月	2027/9/3	700	8,400	経営総務課	(株)田村オート
28	姫路 300 り 2302	クラウン ロイヤル	2015年8月	2026/9/2	1,500	18,000	経営総務課	(株)田村オート
29	姫路 400 て 2500	ボンゴ トラック	2016年8月	2026/8/29	300	3,600	経営総務課	南赤江サービス工場
30	姫路 301 せ 4003	ハイエース・ロング ワゴン	2018年11月	2027/11/4	300	3,600	経営総務課	南赤江サービス工場
31	姫路 501 も 2954	アクア	2024年11月	2027/11/17	800	9,600	経営総務課	(株)田村オート
32	姫路 501 も 2955	アクア	2024年11月	2027/11/17	800	9,600	養父地域局	(株)田村オート
33	姫路 501 め 2088	アクア	2023年9月	2026/9/7	800	9,600	養父地域局	南赤江サービス工場
34	姫路 301 そ 6127	ハイエース・ロング ワゴン	2019年9月	2026/9/24	500	6,000	養父地域局	但馬オート㈱
35	姫路 501 ひ 6737	セレナ	2018年6月	2027/6/21	1,600	19,200	養父地域局	南赤江サービス工場

オイル交換基準はガソリン車では走行距離10,000km走行で交換。軽自動車・ディーゼル車では5,000kmで交換

エレメント交換基準はエンジンオイル交換2回の内1回交換

バッテリー交換基準は3年に1回

養父市車両管理業務の内容

委託業務	委託業務の内容	委託業務の実施方法、委託業務に含まれない項目等
定期的な点検整備及び車検整備 総務課が保有する公用車両 (以下「公用車」という。) の安全な運行を確保するため、右の点検・整備等を実施する。	(1) スケジュール点検 使用状況に応じた定期的な点検及び整備 ・ 6 か月点検整備 (車検周期が 2 年の車両)	・ 6 か月点検については、(2) 法定点検に準じたものとする ・ 目安として法定点検又は車検整備の 6 か月前に実施する。
	(2) 法定点検 道路運送車両法第 48 条に基づくスケジュール点検及び整備 ・ 6 か月点検整備 (車検周期が 1 年の車両) ・ 12 か月点検整備 (車検周期が 2 年の車両)	・ 目安として次の期間に実施する。 ア 6 か月点検整備車検整備の半年前 イ 12 か月点検整備車検整備の 1 年前
	(3) 車検整備 道路運送車両法第 62 条に基づく自動車継続検査のための点検及び整備 ・ 車検整備 (契約期間中に車検有効期限が到来した車両)	・ 車検整備に係る諸経費のうち、自賠責保険料及び重量税は委託費に含むこと。
	(4) 上記 (1) から (3) までの各種点検整備における油脂類等の交換及び経費負担	・ エンジンオイルの交換 ア 目安として 1 万 km 又は 1 年 (軽自動車は 5 千 km 又は半年) イ 次回の点検までに交換機準を超えると予測される場合は、基準到来前に交換すること。 ・ オイルエレメントの交換 ア 目安として 1 万 km 又は 1 年 イ 次回の点検までに交換機準を超えると予測される場合は、基準到来前に交換すること。 ・ ブレーキオイルの交換 (3) 車検整備時に交換すること。 ・ オートマオイル、ギアオイルの交換 各メーカー推奨基準により交換すること。 ・ クーラント液その他の消耗品 (ワイパーゴム、ウォッシャー液、タイヤの交換) 各種点検時必要に応じて交換すること。
臨時の点検整備及び故障修繕 車両の正常な使用中に発生又は発生が予測される機能不全に対し、右に掲げる臨時の点検・整備等、故障修繕を実施する。	(1) エンジン及び助力伝達装置関係 燃料噴射ポンプ、各ベルト類、ウォーターポンプ、クランクシャフト、オイルシール、インジェクター等クラッチ、ミッション等の点検整備 ※ベルト類の消耗品交換に係る経費は、委託費に含むこと。	・ 次の原因により発生した機能不全に対する修繕等は、委託業務に含まないものとする。 ア 運転者又は第三者の故意又は過失によるもの イ 法令違反又は異常な使用に起因するもの ウ 天変地異、その他不可抗力に起因するもの エ 事故に起因するもの ・ 次に該当する点検・整備等、故障修繕は、委託業務に含まないものとする。 ア 法令等の制定、改変により新たに必要となる車両整備 イ 利用目的、利用形態の変更等に伴い必要となる車両整備 ウ 受注者又は受注者の指定工場の事前承認を得ていない工場等における修理、整備、消耗品の交換等 エ 車両への看板設置、文字書き、架装部分 (拡声器等) の連行の安全を確保するために必要と認められない業務 ・ 路上故障や緊急時のサポート (ロードサービス) 業務については、サポート体制表を提出するとともに、対象車両にも具備する。
	(2) 電気 (機) 装置及び各部計器関係 セルモーター、オルタネーター、方向指示器等灯火類、メーター類、スパークプラグ等の点検整備 ※灯火類、メーター類、プラグ等に係る経費は、委託費に含むこと。	
	(3) かじ取り装置及び制動装置関係 ブレーキパッド、ブレーキシュー、ハンドルまわり (パワーステアリングホース類等) 等の点検整備 ※ブレーキパッド等の消耗品交換に係る経費は、委託費に含むこと。	
	(4) 空調装置関係 エアコン、ヒーター、コンプレッサー、ガスチャージ等の点検整備 ※ホース等の消耗品交換に係る経費は、委託費に含むこと。	
	(5) その他、車両の安全運行を確保するために必要な装置等 ラジエーター、走行装置 (タイヤほか) 等の点検整備 ※ホース等の消耗品交換に係る経費は、委託費に含むこと。	